

補助機関の付託事項

遵守委員会付託事項

(特別会合(2006年7月18-19日)で採択)

遵守委員会付託事項

機能

- A. 拡大委員会により採択されたすべての保存管理措置の遵守のモニター、レビュー及び評価。
- B. 拡大委員会の加盟国及び協力的非加盟国による遵守活動についての情報交換。
- C. 加盟国及び協力的非加盟国による遵守措置の履行状況を拡大委員会に報告。
- D. 遵守を対象としない措置を含み新たな遵守措置に関する拡大委員会への勧告を策定。
- E. 遵守活動と情報交換における協力に関する拡大委員会への勧告を策定。

手続規則

- 1. 拡大委員会による他の決定がない限り、遵守委員会は年に一度拡大委員会年次会合の直前に開催される。
- 2. 遵守委員会は各加盟国、各協力的非加盟国から2名の代表で構成される。遵守委員会の代表は顧問を随行できる。定足数は拡大委員会のうち3加盟国とする。
- 3. 拡大委員会の取極により、関係する政府間組織、非政府組織及び非加盟国の代表はオブザーバーでの参加となる。
- 4. 遵守委員会は拡大委員会年次会合において検討に資する報告書又は拡大委員会の要請する報告書を準備する。
- 5. 遵守委員会の報告書と勧告は出席している拡大委員会加盟国のコンセンサスによって採択される。
- 6. 拡大委員会の加盟国のみが投票権を有する。
- 7. 拡大委員会の加盟国と協力的非加盟国は、遵守委員会の機能に関するいかなる事案も提出することができる。
- 8. 拡大委員会は遵守委員会の2年の任期を持つ議長を指名する。議長の再指名は一度のみ。議長は独立とし、加盟国の代表団にあってはならない。議長の指名は遵守委員会の技術的な性質を考慮して行われる。
- 9. 議長の任務は、遵守委員会会合の運営管理と拡大委員会への遵守委員会

報告書の提出である。

10. 遵守委員会開催の4週間前に、拡大委員会の加盟国と協力的非加盟国は、ナショナルレポートに列挙されている情報を報告書として提出する。遵守委員会は、コンセンサスにより、加盟国、協力的非加盟国が報告書に記載すべき情報について、新たな要素を提案することができる。
11. 遵守委員会開催の4週間前に、事務局は拡大委員会の保存管理措置に関する活動についての報告書を提供する。
12. 遵守委員会は、審議に用いられる資料について機密及び非公開とする旨内容の拡大委員会への勧告を行うことができる。
13. 遵守委員会は、その活動を促進するための付託事項の改正に関し、拡大委員会への勧告を行うことができる。

生態学的関連種作業部会の付託事項

(第2回年次会合(1995年9月12-15日)で採択)

生態学的関連種（ERS）作業部会 付託事項

1. 生態学的関連種作業部会は、科学委員会を經由して、委員会に対し報告する。科学委員会は、生態学的関連種作業部会の報告書について委員会に対しコメント（助言及び勧告を含む。）を提出することができる。
2. みなみまぐろ（SBT）と関連を有する種（生態学的関連種）に関する問題について、特に以下に係る情報及び助言を提供すること。
 - a) SBT漁業の操業により影響を受ける可能性のある種（魚類及び非魚類双方）
 - b) SBTの資源状態に影響を与える可能性のあるSBTを捕食する生物及びSBTのえさとなる生物
3. (a) 上記2 a) で特定された種については、傾向をモニターし、現存する情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究を含むが、これらに限られない。
 - (i) 生態学的関連種の資源生物学
 - (i i) 生態学的関連種の資源に影響を与える要因の特定
 - (i i i) 生態学的関連種に対するSBT及びその他の漁業が与える影響、並びに影響全体に対するSBT及びその他の漁業の影響の比率の評価
 - (i v) 生態学的関連種に対する影響を最小化するためのSBT漁業の漁具及び操業上の観点からの修正(b) 上記2 b) で特定された種については、傾向をモニターし、現存する情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究を含むが、これらに限られない。
 - (i) 生態学的関連種の生物資源学
 - (i i) 生態学的関連種の資源に影響を与えている要因の特定
 - (i i i) 生態学的関連種がSBTの資源状態に与える影響の評価
4. 調査の優先順位についての勧告及びそれらの調査の推定経費を含む、上記2で特定された種及び問題に関するデータ収集計画及び調査計画について勧告を提供すること。
5. 生態学的関連種に対する漁業の影響を最小化するための措置についての助言を提供することとし、これには漁具及び操業の修正を含むが、これらの限られない。
6. 生態学的関連種の保存と管理を促進する可能性のあるその他の措置についての助言を提供すること。
7. この付託事項をレビューし、適当な場合にはその改正を委員会に勧告すること。
8. データの取扱い基準（付属文書1）の規定に従って、生態学的関連種に関するデータ収集及び分析について、関係する専門家、科学者（条約の締約国、及びその他）及び政府間機関並びに非政府機関と協力し、連絡をとること。
9. 特定の問題に関する委員会からの助言要請に答えること。

**生態学的関連種（ERS）作業部会
付託事項**

付属文書 1 生態学的関連種作業部会のためのデータの取扱い基準

1. データ及び標本の収集

a) ERS作業部会は、必要な情報についての勧告、並びに関連するデータ及び標本の収集方法についての助言を提供する。

b) ERSのデータ及び標本の収集は、科学委員会及び各国の関係する当局のものと整合性のとれた、合意されたデータ収集プロトコールに従わなければならない。

c) ERSのデータ及び標本の収集は、船舶の安全及び順調な操業の障害となるような形で実施されてはならない。

2. データ及び標本の管理

a) ERS作業部会は、データの使用及び配布について、厳格な秘密性を確保するための手続きを使用しなければならない。

b) 別途合意しない限り、公海上で収集された標本は、旗国により保持されるものとする。そのような旗国は、他の興味を持つ科学者によるERSの標本へのアクセスを容易にしなければならない。

c) ERS作業部会の参加者は、ERSに関するデータ及び標本を共有することにより、相互の作業を援助しなければならない。

3. データ及び標本の分析

委員会に代わってのデータ及び標本の分析は、条約締約国の科学者及びERS作業部会が指定するその他の関係する専門家により実施することができる。

4. 分析結果の検討

この基準により収集されたデータ及び標本を使用した分析結果は、データ及び標本を提供した締約国の同意なしには公表されない。

財政運営常設委員会付託事項

(第3回年次会合再開会合（1997年2月18日～22日）において採択)

財政運営常設委員会 付託事項

1. 財政運営常設委員会は、委員会の各締約国からそれぞれ3名を超えない代表からなるものとし、必要な場合は顧問を伴うものとする；財政運営委員会は自身の議長を選出するものとする。
2. 財政運営委員会は、最近年の予算の執行状況を検討し、適当な場合にはみなみまぐろ保存委員会に支出の傾向を助言するものとする。
3. 財政運営委員会は、次年度の予算案と締約国からの分担金の水準について検討し、みなみまぐろ保存委員会に対し勧告するものとする。
4. 財政運営委員会は、みなみまぐろ保存委員会に、事務局員に関する問題、みなみまぐろ保存委員会の出版物、及びみなみまぐろ保存委員会が時機に応じて求めるその他の事項について助言するものとする。
5. 財政運営委員会は、財政あるいは運営に関係する事項について、みなみまぐろ保存委員会の注意を喚起することができる。